

市民意見募集（パブリックコメント）

「新潟市都市公園条例」の一部改正（骨子案）について

ご意見をお寄せください

1 趣 旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第二次一括法）が施行され、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が一部改正されました。

これに伴い、国が全国一律に定めている基準（以下、「参酌基準」という）を参酌して地方公共団体が独自に基準を条例で定めることとなったため、新潟市都市公園条例の一部改正を行い、新潟市の基準を定めます。^{※1}

また併せて、公園での投げ釣りに関する改正を行います。

※1 「参酌して条例で定める」とは

法令で定める基準を十分参照した上で、地方公共団体が条例を制定することです。このため、参酌基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、参酌基準と異なる内容を定めることが許されています。

【法改正に伴い、条例に定める基準】

● 都市公園法関連

（1） 都市公園の設置基準

- ① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準
- ② 都市公園の配置及び規模の基準

（2） 公園施設の設置基準

- ① 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連

（3） 特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等

【その他（第二次一括法によらないもの）】

（4） 都市公園内における投げ釣りの禁止について

2 新潟市都市公園条例の改正内容（案）

（１）都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

良好な都市環境を形成するため、定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを明らかにする必要があることから、市町村の区域内及び市街地の住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が参酌基準として定められています。

区分	参酌基準	新潟市基準（案）
新潟市の区域内	10㎡以上	←（参酌基準どおり）
市街地内	5㎡以上	←（参酌基準どおり）

《新潟市基準（案）の考え方》

新潟市には、平成24年3月末現在、1,535箇所 903haの公園があります。この内、条例に定める基準の対象となる公園は、市が都市公園法に基づき設置する公園（都市公園）です。

新潟市における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の現況は、新潟市の区域内で7.9㎡、市街地内では2.4㎡と、参酌基準に達していません。

しかし本市は、海岸沿いの保安林やまちの中心部を流れる信濃川等の河川敷といった自然環境が市街地に隣接している特徴があります。今後も、それらの自然環境を積極的に活用した都市公園の整備も行いながら、参酌基準を目標に公園整備を進めることとし、参酌基準と同内容を条例に定めます。

新潟市の公園 1,535箇所・903haの内訳（平成24年3月末現在）

【基準の対象】
市が都市公園法に基づき
設置する公園（都市公園）

〔 1,310箇所
635ha 〕

県が設置
する公園

〔 4箇所
116ha 〕

その他の公園

例）・他の条例により設置・管理する公園
・民有地を借りて設置する遊び場 等

〔 221箇所
152ha 〕

平成24年3月末現在
《住民一人当たりの都市公園の敷地面積》

新潟市の区域内 7.9㎡

その内、市街地内
2.4㎡

その内、市街地に隣接する公園
2.1㎡

計 4.5㎡

《条例に掲げる基準》

新潟市の区域内 10㎡以上

その内、市街地内
5㎡以上

② 都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

都市公園には設置する目的が様々ありますが、適切な規模の公園を適切な位置に配置し、その機能を最大限に発揮させる必要があることから、設置する目的ごとに配置及び規模が参酌基準として定められています。

次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めます。

参酌基準			新潟市基準（案）
主となる目的	配置	敷地面積	
街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（通称：街区公園）	街区内に居住する者が容易に利用できるように配置	0.25haを標準	← （参酌基準どおり）
近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（通称：近隣公園）	近隣に居住する者が容易に利用できるように配置	2haを標準	← （参酌基準どおり）
徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（通称：地区公園）	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように配置	4haを標準	← （参酌基準どおり）
一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園 運動の用に供することを目的とする都市公園	容易に利用できるように配置	利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できる敷地面積	← （参酌基準どおり）
一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの			
《上記以外の都市公園》	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるように配置し、及びその敷地面積を定める		← （参酌基準どおり）
公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園			
風致の享受の用に供することを目的とする都市公園			
動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園			
市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園			主となる目的に「防火・防災・災害時の避難等を目的とする都市公園」の内容を加える。 配置及び規模の基準は左記のとおり。

《新潟市基準（案）の考え方》

新潟市における都市公園の現状は、街区公園が参酌基準に及ばない状況ですが、近隣公園や地区公園は参酌基準と同程度です。それら都市公園には、市が計画段階から配置及び規模を位置づけ整備する公園（都市計画決定公園）の他、区画整理や開発行為で設けられる公園も含まれています。

その内、都市計画決定公園のみの現況をみると、どの公園も参酌基準と同程度となっています。今後も人口規模等を考慮して適切かつ平均的に公園を設置するため、参酌基準と同内容を条例に定めます。

通称	配置の日安 （誘致距離 ^{※2} ）	H24年3月末現在公園の平均面積（ha）	
		都市公園	うち、都市計画決定公園 （未供用含む）
街区公園	250m	0.1	0.24
近隣公園	500m	2.0	1.65
地区公園	1km	5.0	4.74

※2 誘致距離とは、想定される利用者の範囲（都市公園からの距離）を示した参考値。

また、その他の公園として、緩衝地帯や風致の享受、樹林地等の保護を目的とした都市公園等の内容が列記されていますが、近年の防災意識への高まりを受け、主となる目的に「防火・防災・災害時の避難等を目的とする都市公園」の内容を加えます。

(2) 公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項及び施行令第6条）

① 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

都市公園は本来、屋外における休息や運動等のレクリエーション活動を行う場所です。また、都市環境の改善や生物多様性の確保、災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、オープンスペースとしての機能を基本的に有することが必要です。

このことから、公園敷地内の建築物により、本来の機能に支障を生ずることを避けるため、公園施設として設けられる建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合が、参酌基準として定められています。

公園施設の種別		建築面積の割合	
		参酌基準	新潟市基準（案）
建築物		2%	←（参酌基準どおり）
特例	休養施設、運動施設、教養施設、 備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設	+10%	←（参酌基準どおり）
	休養施設又は教養施設のうち、 国宝や重要文化財等	+20%	←（参酌基準どおり）
	屋根付広場、屋根付野外劇場等	+10%	←（参酌基準どおり）
	仮設公園施設	+2%	←（参酌基準どおり）

《新潟市基準（案）の考え方》

現在のところ、参酌基準を拡大・縮小すべき特殊な要因もなく、今後も、参酌基準によりオープンスペースを確保すべきと考え、参酌基準と同内容を条例に定めます。

(3) 特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等について
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条)

高齢者や障がい者の自立した日常生活や社会生活の確保を目的とした、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定され、都市公園において、特定公園施設^{※3}の新設、増築又は改築を行うときに適合させなければならない構造基準等が、参酌基準として定められています。

※3 特定公園施設： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条において定められる以下の施設。

- ・ 都市公園の出入口と下記に掲げる公園施設、その他主要な公園施設との間の経路、駐車場と屋根付広場等との間の経路を構成する園路及び広場
- ・ 屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識

特定公園施設	参酌基準 (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令)	新潟市基準(案)
園路・広場	出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止等についての基準(省令第3条)	←(参酌基準どおり)
屋根付広場	出入口、広さについての基準(省令第4条)	←(参酌基準どおり)
休憩所及び管理事務所	出入口、カウンター設置時の構造、広さ、便所についての基準(省令第5条)	←(参酌基準どおり)
野外劇場及び野外音楽堂	出入口、車いす使用者用観覧スペース、便所、車いす使用者用観覧スペースにかかる通路についての基準(省令第6条)	←(参酌基準どおり)
駐車場	車いす使用者用駐車施設についての基準(省令第7条)	←(参酌基準どおり)
	—	【市独自基準】 高齢者、障がい者の他、妊産婦や乳幼児連れの方も円滑に使用できる幅広駐車ますを、車いす使用者用駐車施設と同数確保する。
便所	便所設備、出入口、便房等についての基準(省令第8～10条)	←(参酌基準どおり)
水飲場及び手洗場	構造についての基準(省令第11条)	←(参酌基準どおり)
掲示板及び標識	構造、表示内容、設置位置についての基準(省令第12、13条)	←(参酌基準どおり)

《新潟市基準(案)の考え方》

特定公園施設のバリアフリー化は、これまで参酌基準及び「新潟県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき行ってきました。今回、参酌基準と県条例の整備基準を勘案し、参酌基準と同内容を条例に定めます。

なお駐車場について、高齢者、障がい者の他、妊産婦や乳幼児連れの方も円滑に使用できる幅広駐車ますを、車いす使用者用駐車施設と同数確保する独自の基準を定めます。

(4) その他(第二次一括法によらないもの)

都市公園内における投げ釣り(ルアー釣りを含むリールを用いた釣り)を禁止します。

《新潟市(案)の考え方》

都市公園において烏魚の捕獲は禁止されていますが、市長が認める市内の4都市公園(北山池公園、金巻の池公園、佐潟公園、上堰潟公園)では、特例として魚釣りが認められています。

しかし、近年ルアー釣りが広まり、投げ釣りによる公園内の歩行者への危険性が想定されるようになりました。また、針や糸が公園内の動植物へ危害を加えることについても意見が寄せられています。

このため、魚釣りが認められている公園で、投げ釣り(ルアー釣りを含むリールを用いた釣り)を禁止します。